

# 離婚届

補記事項 有・無

令和 年 月 日 届出

受付時分 午前・午後 時 分

大阪府八尾市長 殿

受理 令和 年 月 日				
第 号				
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票
				住民票
				通知

住所を定めた年月日
夫
昭和 平成 令和 年 月 日
妻
昭和 平成 令和 年 月 日



夫	来庁	未確認	通知
	免・パ・個人在・身・住基保険・その他		
	( )		
	不受理申出		
	有・無		

妻	来庁	未確認	通知
	免・パ・個人在・身・住基保険・その他		
	( )		
	不受理申出		
	有・無		

(1) 氏名	夫 (フリガナ) 氏 名	妻 氏 名
生年月日	昭和・平成 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
住所	(住民登録をしているところ)	
本籍	番地番	
(2) 筆頭者の氏名	(外国人のときは国籍だけを書いてください)	
父母及び養父母の氏名	夫の父 母	妻の父 母
父母との続柄	夫の父 母	妻の父 母
(3) 離婚の種別	<input type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定	<input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日確定
婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
もどる者の本籍	番地番 筆頭者の氏名	
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子
(6) 同居の期間	昭和 令和 年 月 から 昭和 令和 年 月 まで	
(7) 同居を始めたとき	(同居を始めたとき)	
(8) 別居する前の住所	番地番 号	
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
(10) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他		
届出人署名	夫 印	妻 印
(※押印は任意)		
事件簿番号		

\*署名は必ず本人が自署してください。

## 記入の注意

- 黒ボールペンか黒インキで正しく書いてください。(消えないインキを使用してください)
- 届出人及び証人の方は、必ずフルネームで署名してください。
- 外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。  
1 台湾 2 パレスチナ (ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	印	印
生年月日	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日
住所		
本籍	番地番	番地番

- 婚姻中の本籍を書いてください。
- 「筆頭者の氏名」欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- には、あてはまるものに☑点をつけてください。
- 裁判離婚のときは次のものが要です。  
調停離婚のとき→調停調書の謄本 和解離婚のとき→和解調書の謄本 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本  
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書  
(調停及び裁判確定の日から数えて10日以内に届け出てください。)
- 離婚後、氏を婚姻前にもどす場合は記載してください。離婚後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、何も記載しないでください。(この場合は、この離婚届と同時に戸籍法第77条の2の届を提出する必要があります)
- 未成年の子については、親権者を父又は母のどちらかに定める必要があります。
- 親権者を定めるだけでは子供の戸籍は変わりません。子供が離婚後の母(父)の戸籍に入籍するためには家庭裁判所の許可を得て、家庭裁判所の許可書を添付して入籍届の届出をする必要があります。
- 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早い方を書いてください。
- 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

《届出地》  
 ・本籍地、又は所在地のいずれかの役所に届出してください。  
 ・この届は、土・日曜日や祝日も届け出ることができますが、記載内容等について注意事項がありますので、必ず事前にご相談、ご確認ください。

《届出人の本人確認について》  
 ・虚偽の届出防止のため、届出人の本人確認を実施しています。  
 ・運転免許証やパスポートなど、本人確認できるものをご持参ください。  
 ・なお、本人確認資料をお持ちでない方も届出はできますので、窓口にお申し出ください。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。  
面会交流について取決めをしている。  
まだ決めていない。  
 (面会交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。)

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。  
養育費の分担について取決めをしている。  
取決め方法: (□公正証書 □それ以外)  
まだ決めていない。  
 (教育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等)による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの教育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省 離婚 法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや教育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。  
 [法テラス・サポートダイヤル] 0570-078374 【公式ホームページ】 <https://www.houterasu.or.jp>

(使者)確認: 免・パ・個人・保険・その他 ( )

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

住所 \_\_\_\_\_

連絡先 電話 ( ) \_\_\_\_\_

連絡先 ※必ずご記入ください

夫 電話 ( ) \_\_\_\_\_

自宅・勤務先・携帯・呼出 ( ) 方

妻 電話 ( ) \_\_\_\_\_

自宅・勤務先・携帯・呼出 ( ) 方

\*平日の9:00~17:15に確実に連絡のとれるところ